

# 利 用 上 の 注 意 （国勢調査：労働）

## 1 国勢調査の概要

### 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成17年国勢調査はその18回目に当たります。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成17年国勢調査は簡易調査です。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容をみますと、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、昭和15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年、17年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられています。

なお、沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、昭和50年の国勢調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって5回の国勢調査が実施されています。

### 調査の時期

平成17年国勢調査は、平成17年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われました。

### 調査の法的根拠

平成17年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われました。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

## 調査の地域

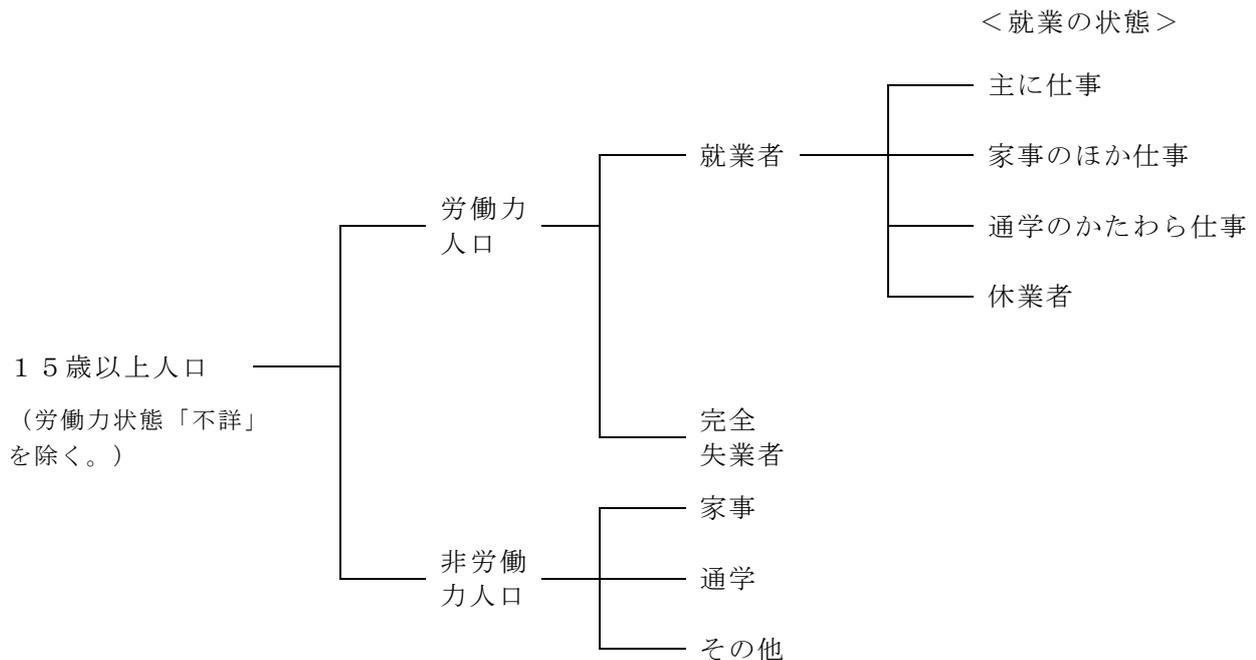
平成 17 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われました。

- (1) 歯舞群島，色丹島，国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## 2 用語の解説

### 労働力状態

労働力状態とは、15 歳以上の人について、調査年の 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



労働力人口－就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者－調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入  
(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しでも仕事をしなかった  
人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

(1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休  
んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝い  
をした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含  
めています。

主に仕事－主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事－主に家事などをしていて、そのほかに少しでも収入を伴う仕事  
をした場合

通学のかたわら仕事－主に通学していて、そのかたわら少しでも収入を伴う仕事  
をした場合

休業者－勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから  
30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料を  
もらったか、もらうことになっている場合

完全失業者－調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就  
くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積  
極的に仕事を探していた人

非労働力人口－調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者  
及び完全失業者以外の人

家事－自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学－主に通学していた場合

その他－上のどの区分にも当てはまらない場合(高齢者など)

なお、上の区分でいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期  
大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通って  
いる場合も含まれます。

報告書等で用いている労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことを  
いいます。

## 労働力人口

$$\text{労働力率（％）} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口（労働力状態不詳を除く）}} \times 100$$

## 従業上の地位

従業上の地位とは、就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

雇用者－会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、以下にいう「役員」でない人

常雇－期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇－日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

役員－会社の社長・取締役・監査役，団体の理事・監事，公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者－農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者－家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

## 産 業

産業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類したものをいいます。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によっています。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を基に、これを国勢調査に適合するよう集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類，中分類，小分類が

あります。平成 17 年国勢調査では、平成 14 年 3 月改訂の日本標準産業分類を基準としており、大分類が 19 項目、中分類が 80 項目、小分類が 228 項目となっています。

なお、報告書等では、産業大分類を 3 部門に集約している場合がありますが、その区分は以下によっています。

第 1 次産業 {  
A 農業  
B 林業  
C 漁業

第 2 次産業 {  
D 鉱業  
E 建設業  
F 製造業

第 3 次産業 {  
G 電気・ガス・熱供給・水道業  
H 情報通信業  
I 運輸業  
J 卸売・小売業  
K 金融・保険業  
L 不動産業  
M 飲食店，宿泊業  
N 医療，福祉  
O 教育，学習支援業  
P 複合サービス事業  
Q サービス業（他に分類されないもの）  
R 公務（他に分類されないもの）

### <内容についての問い合わせ先>

広島県地域振興部地域振興対策局統計調査室（人口統計グループ）

〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話 (082) 228-2111 内線2533